

☆マイナンバー導入のポイントを動画でチェック☆

10月26日、政府インターネットテレビのサイトに「マイナンバー導入のチェックポイント」という動画がアップされました(所要時間約10分)。来年1月からの導入に向け、事業者が準備すべきポイントをわかりやすく解説しています。具体的な準備はこれからという方は、是非参考になさってください。

<<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12593.html>>

○主なチェックポイント

- (1)マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- (2)マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- (3)マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- (4)ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょ。
- (5)退職や契約終了で従業員のマイナンバーがなくなったら、確実に廃棄しましょう。
- (6)従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

☆ マイナンバーの具体的な利用場面 ☆

税務関係事務でマイナンバー記載が求められるのは、平成28年分以降に関するものからで、源泉徴収票、支払調書等については、平成29年に税務署等に提出する分からです。

平成28年1月1日以降、すぐに記載を求められるのは、下記のような雇用保険関係事務となります。

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者氏名変更・資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書
- ・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ・介護休業給付金支給申請書 等

ただし当面は、マイナンバーの記載がないことを理由に、届出が受理されないということはありません。

あせらず堅実に管理体制を作ってゆきましょう。

☆ コラム(飯島のつぶやき) ☆

自分の存在意義

先月、ある方の講演を聴きました。

「この世に生まれた人間はすべて役割を持っている」と言うのです。では、それをどうやって証明するのか？誰でも知りたがると思います。

その答えは「この世の中に生まれてきたものすべてに無駄なものがあるか？」でした。確かに、山や海そこで生息する動物、植物すべて無駄なものなどないんです。

だったら、人間だって生まれてきたからには、無駄な者などなく、すべて何かの役に立つために生まれてきたことになる。

要は、自分が何をするために生まれてきたのかを知ることが大事なことであると。

そう考えたとき、自分の役割は何か？

それこそ、忘れていた自分の原点を思い出しました。

「何のために、自分は税理士になったのか？」

お客様の悩みや不安を解消したい、成功のお手伝いをしたい、笑顔が見たい、ありがとうと言われたい、そんな気持ちから税理士業を始めたのでした。

最近、忙しさにかまけて、そもそもの自分の存在意義を忘れていたような気がします。

言葉ではわかったつもりですが、いつの間にか心の中に落ちていなくなっていました。今ここで、それに気づかせて頂いたことに感謝です。

受付人事

当事務所の受付をしておりました数馬琴美が、この度めでたく寿退社することとなりました。(出会いは当事務所の会議室でした)

後任として、今月4日より柴田香理が入社しました。数馬に引けをとらない笑顔の持ち主です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お詫び

先月入社致しました塚本ですが、体調不良により退職することとなりました。お客様におかれましては、ご迷惑をおかけいたします。

今月の一言

『今、自分に訪れている課題は、今ここで解決する』

課題とは、試練だと思えます。今ここで解決しておかないと、将来それがもっと大きくなって再び襲いかかってきます。だから、逃げることなく、正面から向き合って対処するしかないんです。きついけど、辛いけど、苦しいけど、乗り越えなければ明日はないと思って頑張っています。